

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)

目次

◇告示 軽油引取税に係る特約業者の指定(税務課)

◇告示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(タ)

◇告示 公有水面の埋立ての免許の出願(漁港課)

◇告示 開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)

◇告示 総合的設計によって建築される建築物の認定(建築課)

◇公 告 平成十一年度毒物劇物取扱者試験の合格者(医務薬事課)

鳥取県告示第五百八十九号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片山善博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
株式会社サンイノウエ 代表取締役 井上賢明	米子市東福原六丁目一一三〇	平成十一年七月三十一日

鳥取県告示第五百九十号

公有水面の埋立ての免許があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部水産振興局漁港課及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県知事 片山善博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日
有限会社湖東石油店 代表取締役 溝口隆	鳥取市湖山町北二丁目一四〇	平成十一年九月一日

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

1 位置
東伯郡泊村大字泊字船据場一五七一一四八、一五七二一一及び一五七三二二の地
先公有水面

2 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡泊村大字石脇字甲龜山一二二二に所在する甲龜山三等三角点

(北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五四秒)から八〇度二分三〇秒、五四八・〇〇メートル地点

一分三〇秒、五五三・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から二九九度一一分四〇秒、六〇・〇六メートルの地点

3の地点 2の地点から三五五度三分二〇秒、四八・八六メートルの地点

4の地点 3の地点から三三四度一五分五四秒、二九・〇二メートルの地点

5の地点 4の地点から五三度二分〇八秒、五・九三メートルの地点

6の地点 5の地点から一四三度二五分三七秒、三・八六メートルの地点

7の地点 6の地点から一四四度五三分〇九秒、三七・一七メートルの地点

8の地点 7の地点から一七二度二分四〇秒、三四・一五メートルの地点

9の地点 8の地点から一〇九度〇三分三一秒、四一・〇一メートルの地点

面積 六一七・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置
東伯郡泊村大字泊字船据場一五七一一四七、一五七一一四八、一五七二一一、一

五七二二及び一五七三一一並びに一五七一一四八、一五七二一一、一五七二、
一五七三二二及び一五七三一一の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 東伯郡泊村大字石脇字甲龜山一二二二に所在する甲龜山三等三角点

(北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五四秒)から八〇度二分三〇秒、五四八・〇〇メートル地点

Bの地点 Aの地点から二九九度一一分四〇秒、六〇・〇六メートルの地点

Cの地点 Bの地点から三五五度三分二〇秒、四八・八六メートルの地点

Dの地点 Cの地点から五三度〇七分三四秒、六一・二五メートルの地点

Eの地点 Dの地点から一四五度〇三分五六秒、四四・六二メートルの地点

Fの地点 Eの地点から一七二度一八分一七秒、三六・八二メートルの地点

3 面積

六、〇二七・八九平方メートル

4 埋立地の用途

物揚場用地

5 出願年月日

平成十一年八月十二日

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月五日 鳥取県指令鳥土維第千十二三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字東横江

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈三一

有限会社サウス 代表取締役 山本 明

鳥取県告示第五百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年三月三十一日 鳥取県指令都計三一一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西三柳字山中新川、字山中新川左右及び字高木灘道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

一 開発許可の年月日及び番号
平成十一年三月三十一日 鳥取県指令都計三一一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字宇野字坂根及び字磯津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年六月七日 鳥取県指令都計三一一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津一三九〇一一、一三九〇一二、一三九一一一及び一三九

三一二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原四丁目二二一一六

株式会社クイーンズアームス 代表取締役 林原 正昭

鳥取県告示第五百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十月十五日 鳥取県指令倉土維十第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市羽合町大字宇野字坂根及び字磯津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根五八三一三

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

株式会社河金組 代表取締役 河金 直義

鳥取県告示第五百九十三号

鳥取県告示第五百九十五号

建築基準法（昭和二十九年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成11年9月14日

一 一団の土地の区域

- 1 位置 東伯郡北条町国坂字大野内通り九二二一三
- 2 面積 二三五〇・四〇平方メートル

二 建築主

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

三 建築物の数

- 1 認定に係る建築物の数 三棟
- 2 同一敷地内の他の建築物の数 なし

四 認定に係る建築物の用途、構造及び規模

用途 長屋建て住宅

- 1 構造 木造
- 2 構造 木造
- 3 規模 二階建

建築面積 二三五・一〇平方メートル
延べ面積 四六三・五〇平方メートル

五 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部建築課

公

告

平成11年8月27日に実施した平成11年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

受験番号	13	15	23	29	31	32
農業用品目毒物劇物取扱者試験						
受験番号	37	38	39	40	43	44
49	61	63	65	66	67	68
72	76	77	78	79	81	82
86	89	91	95	96	100	102
104	105	106	107	110	111	112
115						113

受験番号	3	特定品目毒物劇物取扱者試験
115		